

国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォースについて

平成 22 年 12 月 24 日
消費者庁**1. 趣旨**

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）の閣議決定（平成 22 年 12 月 7 日）を受け、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の在り方の見直しについて検討を行う。

2. 主な検討事項及びスケジュール

- (1) 「基本方針」で示された考え方を踏まえて、センターの機能ごとに地方自治体や民間における実施状況を整理しつつ論点整理を行う。
- (2) その上で、
 - ① 消費者庁へ「一元化」可能な機能、
 - ② 民間へ移行可能な機能、
 - ③ それ以外の機能の在り方及び担い手、等について検討を行う。
- (3) 検討に際しては、随時、機能ごとに有識者等と意見交換を実施する。
- (4) また、来春を目途に「中間整理」をまとめ、これについて広く意見を伺う（「公開ヒアリング」を実施）。
- (5) その後、行政刷新会議での独立行政法人制度改革の検討状況を踏まえ、上記③の担い手及び法人の在り方について最終的な検討を行う。
- (6) 平成 23 年夏を目途に、検討結果の取りまとめを行う。

3. 構成メンバー

・座長	福嶋 浩彦	消費者庁長官
・副座長	野々山 宏	国民生活センター理事長
・メンバー		
（消費者庁）	松田 敏明	次長
	井内 正敏	総務課長
	林 俊行	地方協力課長
（国民生活センター）	古畑 欣也	理事
	山形 裕	理事

「国民生活センターの在り方の見直しにタスクフォース」における 検討状況及び当面のスケジュール

1. 検討状況

昨年12月24日に第1回会合、本年1月28日に第2回会合を開催し、論点設定及び論点についての消費者庁、国民生活センター双方の考え方を一通り提示。

これを基に、当面は国民生活センターの現行の機能ごとに、有識者も交え意見交換を行う予定。

※第2回会合より、インターネットでの動画配信を行うとともに、消費者庁ホームページ上で意見募集を開始。

2. 当面の予定

<機能別検討>

○第3回TF 2月16日(水)
相談、研修、ADR

○第4回TF 3月上旬
商品テスト

○第5回TF 3月下旬
情報収集・分析・提供、広報等

<中間取りまとめ、公開ヒアリング等>

4月以降、TFにおいて「中間整理案」を議論。

その後、「中間整理」をもとに、「公開ヒアリング」及びパブリックコメントを実施。

消費者庁	国民生活センター
------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	広報事業	消費者庁と国民生活センターの役割分担についての抜本的な見直し及びそれに沿った業務の再編・整理	22年度中に実施	<p>当面、消費者庁と国民生活センターの役割分担について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁は消費者行政の司令塔として、法律の執行、政策の企画立案並びに消費者事故の収集、分析及び対応を行う ・国民生活センターは、地方の消費生活センターを支援するために相談支援、研修、商品テスト等を行うとの基本的な考え方の下、業務の再編・整理を以下のとおり推進する。 <p>相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年夏までに結論を得る。</p> <p>商品テスト事業については、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、民間検査機関の活用方策について具体化する。</p> <p>そのほか、消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、役割の抜本的な見直しを行い、業務を再編・整理する。</p>
02	情報・分析事業			
03	相談事業			
04	商品テスト事業			
05	研修事業			
	研修施設における研修の廃止	23年度中に実施	相模原の研修施設で行う研修については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討する。	
06	裁判外紛争解決手続（ADR）事業	事業の効率化	22年度から実施	事業の一層の効率化を図る。
07	企画調整事業			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
08	不要資産の国庫返納	東京事務所	25年度中に実施	東京事務所を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	相模原研修施設の廃止	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。
10	取引関係の見直し	密接な関係を有する公益法人との関係整理	22年度から実施	事務所の場所、契約等を通じ密接な関係を有する社団法人全国消費生活相談員協会との関係を見直す。
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
12	組織の見直し	法人の在り方を見直し	22年度から実施	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。